

裁判官認印 

第 4 回 口 頭 弁 論 調 書

事 件 の 表 示	令和元年（ワ）第1099号， 令和元年（ワ）第1673号
期 日	令和元年10月17日午前10時00分 ←
場所及び公開の有無	さいたま地方裁判所第2民事部法廷で公開
裁 判 官	日 下 部 祥 史
裁 判 所 書 記 官	酒 井 由 紀
出頭した当事者等	原告（反訴被告）代理人 立元貴紀 被告（反訴原告） 橋
指 定 期 日	令和元年10月17日午前11時00分 和解

弁 論 の 要 領 等


原 告

- 1 第2準備書面陳述
- 2 反訴答弁書陳述
- 3 本訴原告（反訴被告）第3準備書面陳述

被 告

- 1 反訴状陳述
- 2 反訴状訂正申立書陳述
- 3 準備書面（1）陳述
- 4 準備書面（2）陳述

裁判官
和解勧告

裁判所書記官 酒 井 由 紀 

正本

反訴状

令和元年7月16日

さいたま地方裁判所 御中

反訴原告 橋

〒

反訴原告 橋

〒

反訴被告 掛

(送達場所)

〒105-6030 東京都港区虎ノ門4-3-1-30階 高橋綜合法律事務所
上記反訴被告訴訟代理人弁護士 立元貴紀

交通事故に基づく債務不存在確認請求反訴事件

訴訟物の価額 161万0000円 (一部算定不能)

貼用印紙額 1000円 (本訴貼用印紙額1万3000円を減額)

本訴事件番号 令和元年(ワ)第1099号



請求の趣旨

1. 反訴被告の反訴原告に対する別紙交通事故目録記載の交通事故を原因とする損害賠償債務は、反訴原告の後遺障害等級上昇及び症状固定日の訂正等が認定された場合は、それらに基づいても生じることを確認する。
2. 反訴被告は反訴原告に対し、金1万円及びこれに対する平成19年2月14日以降支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。
3. 反訴被告は反訴原告に対し、金1万円及びこれに対する平成15年9月7日以降支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。
4. 訴訟費用は反訴被告の負担とする。

との判決及び仮執行の宣言を求める。



印紙	1000円
郵券	4468円
取扱者	

送達報告書あり (ワ)第1673号 認

これは謄本である。

令和3年2月5日

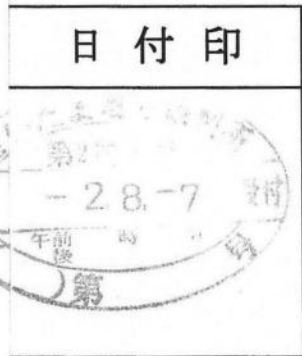
さいたま地方裁判所第2民事部

裁判所書記官



郵便送達報告書 (住所、居所等用)		発送年月日	令和2年8月4日
事件番号	令和元年(ワ)第1099号 外		
送達書類	書類の名称	期日呼出状(令和2年9月14日(月)午後3時45分)、反訴答弁書謄本、本訴原告(反诉被告)第3準備書面謄本	
	差出人 所在地	郵便番号 330-0063 さいたま市浦和区高砂3-16-45	
	差出人 名称	さいたま地方裁判所第2民事部3係 A	
	受送達者本人氏名	権	
受領者の押印又は署名	[Handwritten signature]		
送達場所			
送達年月日時	令和 2 年 8 月 5 日 12 時		
送達方法	1	受送達者本人に渡した。	
	2	受送達者本人に出会わなかったため、書類の受領について相当のわきまがあると認められる次の者に渡した。 ア 使用人・従業者 イ 同居者 (氏名:)	
	3	次の者が正当な理由なく受取りを拒んだので、その場に差し置いた。 ア 受送達者本人 イ 使用人・従業者 ウ 同居者 (氏名:)	
	4	営業所に出向いた書類の受領について相当のわきまがあると認められる次の者に渡した。 ア 使用人・従業者 イ 同居者 (氏名:)	
上記のとおり送達しました。		令和 2 年 8 月 5 日	配達担当者
さいたま中央 郵便局		工藤 哲也 [Seal]	
上記送達に係る郵便物が適正に送達されたこと及びその送達に関する事項が適正に記載されていることを確認しました。		令和 2 年 8 月 5 日	差出人記入欄
さいたま中央 郵便局		三瓶 雄司 [Seal]	

- 注
- 1 受領者が押印又は署名をすることができないときは、「受領者の押印又は署名」欄にその旨を記入すること。
 - 2 「送達場所」欄は、市町村名から住居番号等まで詳細明確に記入すること。ただし、営業所の窓口において交付したときは、「窓口」とのみ記入すること。
 - 3 「送達年月日時」欄の年月日時のいずれかの数字が1桁のときは、枠内に右詰めで記入すること。また、時刻は24時間制で記入すること。
 - 4 「送達方法」欄は、次により記入すること。
 - (1) 「1」、「2」、「3」及び「4」の欄については、該当する数字ひとつを「○」で囲む。
 - (2) 「2」、「3」又は「4」を「○」で囲んだ場合は、さらに該当するものを「○」で囲み、その氏名を記入する。ただし、受送達者本人であるときは、その氏名を記入しない。



- 要補正 補正箇所 受領者押印等 送達場所 送達年月日時 送達方法
 配達担当者 郵便認証司

令和 年 月 日
郵便局

配達担当者 印

上記補正内容が適正であることを確認しました。

令和 年 月 日
郵便局

郵便認証司 印

第 4 回弁論陳述

(本訴) 令和元年 (ワ) 第 1 0 9 9 号 交通事故に基づく債務不存在確認請求事件

(反訴) 令和元年 (ワ) 第 1 6 7 3 号

本訴原告 (反诉被告) 掛

本诉被告 (反訴原告) 橋



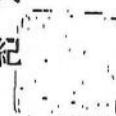
反訴答弁書

令和元年 10 月 15 日 ←

さいたま地方裁判所第 2 民事部 3 係 御中

本訴原告 (反诉被告) 訴訟代理人

弁護士 立元貴紀



(送達場所)

〒105-6030 東京都港区虎ノ門4-3-1

城山トラストタワー30階 高橋綜合法律事務所

TEL 03-3578-6888

FAX 03-3578-6665

本訴原告 (反诉被告) 訴訟代理人 弁護士 立元貴紀

第 1 反訴状及び令和元年 10 月 2 日付け「反訴状訂正申立書」の請求の趣旨に対する答弁

1 本案前の答弁

(1) 本诉被告 (反訴原告) の請求の趣旨第 1 項の請求に係る訴えを却下する

(2) 訴訟費用は本诉被告 (反訴原告) の負担とする

との判決を求める。

2 本案の答弁

令和3年1月29日

橋 様

法務省大臣官房秘書課公文書監理室情報公関係
(代表03-3580-4111 (内線2036))

行政文書開示請求について (求補正)

標記について、下記のとおり補正を求めますので、令和3年2月12日(金)までに回答願います。

記

- 1 行政文書開示請求書の日付
令和3年1月11日(月)
- 2 法務省本省において行政文書開示請求書を受領した日付
令和3年1月14日(木)
- 3 開示請求書に記載された請求内容
令和2年4月14日付けで検事二級(東京地方検察庁検事)に任命された日下部祥史元判事(別紙のとおり)につき、当該任命の理由・経緯・事実が分かる一切の記録(外部機関との連絡内容、人事評価に関する検察官調査票、号俸決定の決裁書、またそれらの手続の根拠となる裁判官の検事任官に関する手続・規定なども含む)。
- 4 行政文書の保有状況等について
 - (1) 行政文書開示請求書の記1「請求する行政文書の名称等」欄に、上記3のとおり記載されたことについて、上記3の「日下部祥史元判事」を、令和2年4月1日付けで裁判官から検事に任官した日下部祥史氏(以下「日下部氏」という。)と特定した場合、あなたの請求の趣旨に合うと思われる行政文書を、法務省本省では以下のとおり保有しています。
 - ア 裁判官からの転官検事の号俸決定について
 - イ 検察官の初任給及び昇給に関する準則
 - ウ 検事の異動について(令和2年4月1日付け異動に係るもの。ただし、日下部氏に係る部分のみ)
 - エ 裁判官の割愛について(R2.4.1)(ただし、日下部氏に係る部分のみ)

オ 法務省人権擁護局付日下部祥史の検察官調査表

- (2) 日下部氏の検事任官に伴う号俸決定についての行政文書としては、上記(1)ア及びイの文書を保有しているところ、アは、令和2年4月1日付けで裁判官から検事となった者に係る氏名、期別、転官前の号俸及び決定号俸(転官後の号俸)がそれぞれ記載されております。

このうち、期別、転官前の号俸及び決定号俸に係る記載は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第1号に規定する個人に関する情報に該当するので、不開示となることを見込まれます。

つきましては、上記情報提供を踏まえ、アの行政文書を開示を請求されるか御回答願います。

- (3) 日下部氏の検事任命についての行政文書としては、上記(1)ウ及びエの文書を保有しているところ、ウは、令和2年4月1日付け異動の者約60名についての決裁文書であり、エは、同日付けで裁判官から検事に、又は検事から裁判官に転官予定の者約80名に関する照会・回答についての決裁文書等であり、いずれも、日下部氏以外の多数の者に関する内容が含まれていることから、本件の対象文書としては、日下部氏に関する内容を含む部分のみを特定しています。

つきましては、それぞれの文書中、日下部氏に関する内容を含まない部分についても開示を請求される場合は、その旨を御回答願います。

なお、ウ及びエの行政文書について、日下部氏に関する内容を含まない部分についても開示を請求される場合は、文書が多量となるため、開示の手續に相当の期間を要する可能性があることを申し添えます。

- (4) 日下部氏の検事任命に係る理由・経緯・事実が分かる記録としての同人の人事評価についての行政文書は、法務省本省では作成又は保有していません。

なお、検事任官後の人事評価についての行政文書としては、上記(1)オの文書を保有していますが、同文書中、同人に対する評価内容等に関する記載は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第1号に規定する個人に関する情報に該当するので、これらの記載を含む部分等は不開示となることを見込まれます。

つきましては、上記情報提供を踏まえ、オの行政文書の開示を請求されるか御回答願います。

おって、裁判官の検事への任命は、検察庁法第18条に基づいて行われており、検察庁法以外に、裁判官の検事任官に関する手續・規定についての行政文書は作成又は保有していません。

5 開示請求手数料について(補正を求める事項)

上記4に記載する行政文書全ての開示を請求される場合、開示請求件数は4件

(上記4(1)ア及びイで併せて1件, 上記4(1)ウないしオで各1件), 開示請求手数料は1, 200円となります。

現在, あなたからは開示請求手数料として収入印紙300円分を受領していますので, 開示請求件数に応じて必要となる開示請求手数料を収入印紙により納付願います。